四　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類
五～七　［略］
3・4　［略］
（職務遺族年金の決定の請求）
第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。
一・二　［略］
三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日
四・五　［略］
［号を削る。］

［号を削る。］

六　［略］
［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

七・八　［略］
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～七　［略］
［号を削る。］
八～十　［略］
3・4　［略］
（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）
第三十七条の二　加入者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当することとなつたとき又は加入者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者が同条の規定の適用を受けないこととなつたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、五日以内に、事業団に提出しなければならない。
一～四　［略］
2　［略］

五　前項第九号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類
六～八　［同上］
3・4　［同上］
（職務遺族年金の決定の請求）
第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。
一・二　［同上］
三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日
四・五　［同上］
六　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
七　法第二十五条において準用する組合法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
八　［同上］
九　加入者又は加入者であつた者の死亡について、その配偶者である請求者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その旨
十　請求者が加入者又は加入者であつた者の子である場合において、当該加入者又は加入者であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨
十一　加入者又は加入者であつた者の死亡について、その配偶者である請求者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨
十二・十三　［同上］
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～七　［同上］
八　前項第七号、第九号又は第十号に該当する場合は、年金証書等の写し
九～十一　［同上］
3・4　［同上］
（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）
第三十七条の二　加入者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当することとなつたとき又は加入者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者が同条の規定の適用を受けないこととなつたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、直ちに、事業団に提出しなければならない。
一～四　［同上］
2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。